



平成 22 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 デリカフーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 舘本 勲武  
(コード番号 3392 東証第二部)  
問合せ先 経営企画部長 田井中 俊行  
(TEL. 03-3858-1037 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 28 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とするものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 28 日

(注) 上記の内容については、平成 22 年 6 月 28 日の定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>第 5 章 監査役および監査役会<br/>第 27 条 (選任方法)<br/>監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>第 28 条 (任期)<br/>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終に関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>第 5 章 監査役および監査役会<br/>第 27 条 (選任方法)<br/>監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br/><u>3. 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役に員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u><br/><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 28 条 (任期)<br/>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終に関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<br/><u>ただし、前条第3号により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を越えることができない。</u></p> |